

## マイナンバー制度開始後の手続きについて

本市の介護行政におきましては、かねてよりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成28年1月からマイナンバー制度導入に伴い、介護保険の手続きでマイナンバー（個人番号）が必要になります。マイナンバーが必要な手続きでは、なりすまし等の不正行為を防止するために、本人確認の実施が義務付けられています。

そのため、マイナンバーが記載された申請書を受け付ける際には、マイナンバーが正しいこと（番号確認）や現に手続きを行っている者が当該マイナンバーの正しい持ち主であること（身元確認）を行うこととなります。

したがって、マイナンバーが記載された申請書を提出する場合は下記の書類の提示が必要になりますので、ご確認ください。

なお、申請者が自身のマイナンバーが分からず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、個人番号欄は記載されていなくても受付をいたします。

### (1)被保険者本人・代理人による手続きの場合

#### ※手続き時に必要な書類

(被保険者本人が手続きする場合は①②、代理人が手続きする場合は①②③が必要です。)

#### ①番号確認に必要な書類

例) 個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等

◎個人番号カードは身元確認書類にもなります。

#### ②身元確認に必要な書類（代理人による手続きの場合は代理人の身元確認が必要です。)

- ・ 1点で身元確認ができる書類

例) 個人番号カード、運転免許証、顔写真付きの住基カード、各種障害者手帳等

- ・ 2点で身元確認ができる書類

例) 介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、介護保険の各種決定通知書（住所・氏名の記載があるもの）等

#### ③代理権の確認に必要な書類（被保険者本人が手続きする場合は必要ありません。)

- ・ 法定代理人の場合・・・戸籍謄本その他その資格を証明する書類

- ・ 任意代理人の場合・・・委任状

※これらの提示が困難の場合は、本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し発行された書類

### (2)被保険者本人・代理人以外による手続きの場合

申請書にマイナンバーを記載せずに受け付けることとなります。証明書等の提示の必要はありません。本人に代わって手続き書等に個人番号を記載することはできません。

### (3)郵送による手続きの場合

本人確認等の上記の書類を揃え、写しを郵送してください。（戸籍謄本や委任状等の代理権確認書類は原本）